

第 5300 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 8月31日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 財産債務調書

**Q**：平成27年度分の確定申告から財産及び債務の明細書の代わりに財産債務調書になるとか。どう変わるのですか？

**A**：所得税及び相続税の申告の適正性を確保する観点から財産及び債務の明細書が見直され、一定の基準を満たす人については、財産債務調書を提出しなければならないこととなりました。

### 【解説】

財産債務調書制度は、所得税の確定申告書を提出しなければならない人が、その年分の総所得金額及び山林所得金額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する場合に、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を翌年の3月31日までに提出しなければならないという制度です。

財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されるという特典が与えられている一方で、財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含む）に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れが生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されることとなっています。

